

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則が定める感染症にかかり欠席した場合、所定の手続きを行えば、出席停止扱いとなる。発症した場合は、担任に連絡し、手続きを行うこと。

学校感染症の種類

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ病、ジフテリア、ポリオ、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスAウイルスであってその血清型型がH5N1に限る）
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結核熱、結核
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則が定める感染症にかかり欠席した場合、所定の手続きを行えば、出席停止扱いとなる。発症した場合は、担任に連絡し、手続きを行うこと。

学校感染症の種類

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、ポリオ、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスAウイルスであってその血清型型がH5N1に限る）
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結核熱、結核
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

制服に関する規定

1 下記の制服を着用するものとする。ただし、下線部は本校指定のものとする。

- (1) 男子は、ブレザー・スラックス・白ワイシャツ・ネクタイ・白色無地ソックス・黒の革靴
  - (2) 女子はブレザー・ベスト・スカート・白ブラウス・リボン・紺色ハイソックス・黒の革靴
- 2 かばんは、本校指定のものとする。  
また、カバンを背負うことを禁止する。
- 3 制服やかばんに手を加え、変形することを禁止する。
- 4 6月1日から9月30日までを夏期とし、5月上旬から6月上旬、9月中旬から10月中旬までを、移行期間とする。（移行期間は、生徒指導部が別途定める）

服装等に関する細則

- 1 女子のスカート丈は、ひざ下とする。
- 2 男子白ワイシャツ及び女子白ブラウスは、ボタンダウン・丸襟を不可とする。
- 3 男子の白色無地ソックスは、くるぶしよりの長さとする。  
女子は防寒の為、11月～3月の間に限りタイツを着用することができる。（柄のないもので肌が見えない黒色とする）

制服に関する規定

1 下記の制服を着用するものとする。ただし、下線部は本校指定のものとする。

- (1) 男子は、ブレザー・スラックス・白ワイシャツ・ネクタイ・白色無地ソックス・黒の革靴
  - (2) 女子は、ブレザー・ベスト・スカート・白ブラウス・リボン・紺色ハイソックス・黒の革靴
- 2 かばんは、本校指定のものとする。  
また、かばんを背負うことを禁止する。
- 3 制服やかばんに手を加え、変形することを禁止する。
- 3 6月1日から9月30日までを夏期とし、5月上旬から6月上旬、9月中旬から10月中旬までを、移行期間とする。（移行期間は、生活指導部が別途定める）

服装等に関する細則

- 1 女子のスカート丈は、ひざ下とする。
- 2 男子白ワイシャツ及び女子白ブラウスは、ボタンダウン・丸襟を不可とする。
- 3 男子の白色無地ソックスは、くるぶしよりの長さとする。  
女子は防寒の為、11月～3月の間に限りタイツを着用することができる。（柄のないもので肌が見えない黒色とする）

今年度

(令和元年度)

昨年度

(平成30年度)

- 4 校舎内においては、指定された学年色の上履を履く。体育施設内の履物については、体育科の指示に従う。
- 5 セーターは学校指定のものとし、ブレザーの下に着用すること。
- 6 制服の上に着るコート類は、制服にふさわしい黒・紺色で、華美でないものとする。
- 7 やむを得ず、この規定および細則に従えない状況が生じた場合には、学級担任および生活指導部に異装届（所定の様式）を提出し、許可を得るものとする。
- 8 以下のことを禁止する。
  - (1) 化粧（ファンデーション、チーク、口紅、色つきリップ、マスカラ、アイシャドウ、まつ毛エクステなど）
  - (2) 髪の毛の加工（着色、脱色、パーマ、エクステンション、巻き髪、編み込み、極端な髪型など）
  - (3) 男子のひげ、長髪（ワイシャツの襟がみえない長さ）
  - (4) マニキュア、ペディキュア、極端に爪をのばすこと。
  - (5) アクセサリー（ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪、ブレスレット、ミサンガ、カラコンタクトなど）
  - (6) 登下校時に、制服を私服に着替えること。

### 盗難などの防止について

紛失・盗難防止およびその対策としては、各自が持物を大切に取り扱い同時に、責任をもって所持品を管理する習慣をつけること。相互の協力で事故のないようにすること。

- 1 日常の注意事項
  - (1) 高価な物品・不必要な多額の金銭を持参しない。は施錠する。
  - (2) 貴重品は、必ず各自が所持・管理し、ロッカーを施錠する。
  - (3) 万が一、集金するようなことがある場合は、集めたお金をただちに担任に預ける。
  - (4) 体育の授業時等教室を空ける際には、各自が貴重品の管理を行い、事故がないようにする。
- 2 拾得物および紛失・盗難の届出
  - (1) 拾得物があったときには、生活指導部にある拾得届にすみやかに記入し、物品を添えて提出する。
  - (2) 紛失・盗難の場合、すぐにクラス担任および教科担任に申し出て、生活指導部にある紛失・盗難届に詳しく記入して提出する。
  - (3) 拾得・紛失物などについては職員室前にあるロッカーを確認する。
- 3 その他
  - (1) 自分の持ち物には、必ず記名しておく。
  - (2) ロッカー内の整理・整頓および施錠をする。
  - (3) 雨天時の傘などの管理については、十分注意する。
  - (4) 他人の物品の無断借用を厳禁する。

- 4 校舎内においては、指定された学年色の上履を履く。体育施設内の履物については、体育科の指示に従う。
- 5 セーターは学校指定のものとし、ブレザーの下に着用すること。
- 6 制服の上に着るコート類は、制服にふさわしい黒・紺色で、華美でないものとする。
- 7 やむを得ず、この規定および細則に従えない状況が生じた場合には、学級担任および生活指導部に異装届（所定の様式）を提出し、許可を得るものとする。
- 8 以下のことを禁止する。
  - (1) 化粧（ファンデーション、チーク、口紅、色つきリップ、マスカラ、アイシャドウ、まつ毛エクステなど）
  - (2) 髪の毛の加工（着色、脱色、パーマ、エクステンション、巻き髪、編み込み、極端な髪型など）
  - (3) 男子のひげ、長髪（ワイシャツの襟がみえない長さ）
  - (4) マニキュア、ペディキュア、極端に爪をのばすこと。
  - (5) アクセサリー（ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪、ブレスレット、ミサンガ、カラコンタクトなど）
  - (6) 登下校時に、制服を私服に着替えること。

### 盗難などの防止について

紛失・盗難防止およびその対策としては、各自が持物を大切に取り扱い同時に、責任をもって所持品を管理する習慣をつけること。相互の協力で事故のないようにすること。

- 1 日常の注意事項
  - (1) 高価な物品・不必要な多額の金銭を持参しない。は施錠する。
  - (2) 貴重品は、必ず各自が所持・管理し、ロッカーを施錠する。
  - (3) 万が一、集金するようなことがある場合は、集めたお金をただちに担任に預ける。
  - (4) 体育の授業時等教室を空ける際には、各自が貴重品の管理を行い、事故がないようにする。
- 2 拾得物および紛失・盗難の届出
  - (1) 拾得物があったときには、生活指導部にある拾得届にすみやかに記入し、物品を添えて提出する。
  - (2) 紛失・盗難の場合、すぐにクラス担任および教科担任に申し出て、生活指導部にある紛失・盗難届に詳しく記入して提出する。
  - (3) 拾得・紛失物などについては職員室前にあるロッカーを確認する。
- 3 その他
  - (1) 自分の持ち物には、必ず記名しておく。
  - (2) ロッカー内の整理・整頓および施錠をする。
  - (3) 雨天時の傘などの管理については、十分注意する。
  - (4) 他人の物品の無断借用を厳禁する。

## 日直生徒の心得

各クラスの日直は1～2名が輪番で担当し、以下の仕事をを行い、ホームルーム（以下、HR）活動が円滑に進むようにつとめめる。

- 1 ショートホームルーム（SHR）前  
(1) 換気を行い、黒板をふき、黒板ふきをクリリーナーできれいにしておくなど、簡単な清掃を行い、教室の整備をする。  
(2) 学級日誌・出席簿を職員室に取りに行き、クラス担任の指示を受ける。
- 2 休み時間中  
(1) 毎時の授業終了後、必ず黒板をふき、教卓の付近を整頓しておく。  
(2) 授業・行事等で教室を空ける場合には、消灯・戸締まりを確認する。
- 3 放課後  
(1) 戸締まり・消灯を確認する。  
(2) 学級日誌を記入し、クラス担任に提出する。
- 4 その他  
エアコン使用期間中については、別途定める「エアコンの使用要項」に従う。

## エアコンの使用要項

- 1 【使用期間】  
冷房…原則として、7月1日から9月30日まで  
暖房…原則として、12月1日から翌年3月修了式の日まで
- 2 【使用時間】  
原則として授業中とし、放課後の使用は「4」による。
- 3 【使用要項】  
(1) エアコンの取り扱い扱いは、日直の業務とする。日直は責任を持ってその取り扱いを行うこと。  
(2) 日直がエアコンのスイッチを入れること。また、冬季は、休み時間毎に窓を開け、換気を行うこと。  
(3) 日直は特別教室に移動するときと、放課後はすみやかにエアコンのスイッチを切ること。  
(4) 特別教室でのエアコンの使用は、教科担任の指示に従うこと。  
(5) 設定温度は、原則として冷房時28度、暖房時20度とする。
- 4 【放課後等の使用】  
放課後に、部活動・同好会・各種委員会等でエアコンを使用する場合は、必ず部長もしくは代表者が、火元責任者の先生に許可を得ること。また終了時にはその旨を報告すること。

## 日直生徒の心得

各クラスの日直は1～2名が輪番で担当し、以下の仕事をを行い、ホームルーム（以下、HR）活動が円滑に進むようにつとめめる。

- 1 ショートホームルーム（SHR）前  
(1) 換気を行い、黒板をふき、黒板ふきをクリリーナーできれいにしておくなど、簡単な清掃を行い、教室の整備をする。  
(2) 学級日誌・出席簿を職員室に取りに行き、クラス担任の指示を受ける。
- 2 休み時間中  
(1) 毎時の授業終了後、必ず黒板をふき、教卓の付近を整頓しておく。  
(2) 授業・行事等で教室を空ける場合には、消灯・戸締まりを確認する。
- 3 放課後  
(1) 戸締まり・消灯を確認する。  
(2) 学級日誌を記入し、クラス担任に提出する。
- 4 その他  
エアコン使用期間中については、別途定める「エアコンの使用要項」に従う。

## エアコンの使用要項

- 1 【使用期間】  
冷房…原則として、7月1日から9月30日まで  
暖房…原則として、12月1日から翌年3月修了式の日まで
- 2 【使用時間】  
原則として授業中とし、放課後の使用は「4」による。
- 3 【使用要項】  
(1) エアコンの取り扱い扱いは、日直の業務とする。日直は責任を持ってその取り扱いを行うこと。  
(2) 日直がエアコンのスイッチを入れること。また、冬季は、休み時間毎に窓を開け、換気を行うこと。  
(3) 日直は特別教室に移動するときと、放課後はすみやかにエアコンのスイッチを切ること。  
(4) 特別教室でのエアコンの使用は、教科担任の指示に従うこと。  
(5) 設定温度は、原則として冷房時28度、暖房時20度とする。
- 4 【放課後等の使用】  
放課後に、部活動・同好会・各種委員会等でエアコンを使用する場合は、必ず部長もしくは代表者が、火元責任者の先生に許可を得ること。また終了時にはその旨を報告すること。

### アルバイト希望生徒の取扱い

- 1 アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭等の事情でやむを得ずアルバイトを希望する場合は、事前にその内容を検討し、保護者およびクラス担任に相談するなど、慎重な手順をふむこと。
- 2 決定した場合、アルバイト届（所定の用紙）2部を記入し、クラス担任・生活指導部にそれぞれ1部ずつ提出すること。
- 3 次に該当する業種または就労時間帯は、高校生のアルバイト先として不適当であるので禁止する。
  - (1) 酒類を主に扱っている飲食店。
  - (2) パチンコ店・映画館・その他の娯楽・遊興施設に関連する勤務場所。
  - (3) 深夜にわたる勤務または宿泊を伴うもの。
- 4 次に該当する生徒は、アルバイトを自粛すること。
  - (1) 学習効果のあがっていない者。
  - (2) 身体虚弱で、学習に影響を及ぼす者。
  - (3) アルバイトをした結果、自分の生活ベースをくずす心配のある者。

### 通学について

原則として、公共の乗り物（電車・バス）を利用して登下校すること。ただし、以下の手続きをした者の自転車通学を認める。

- (1) 自転車通学を希望する場合、自転車通学届（所定の用紙）を提出すること。
  - (2) 自転車による事故の補償に対応している保険に加入し、加入を証明できる書類の写しを提出すること。
  - (3) ステッカー（許可証の代わりに発行する）を後輪の泥よけに貼付すること。
  - (4) 指定された場所に、必ず施設して駐輪すること。
  - (5) 二人乗り・ヘッドホン・イヤホン（片耳でも）・傘さし・携帯電話・並進・交通違反・マナー違反となる走行は絶対に行わないこと。
  - (6) 車輛は適正に整備し、ハンドドルを變形するなどの違法改造はしないこと。
- 以上の条件に違反した際には許可を取り消す場合がある。

### アルバイト希望生徒の取扱い

- 1 アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭等の事情でやむを得ずアルバイトを希望する場合は、事前にその内容を検討し、保護者およびクラス担任に相談するなど、慎重な手順をふむこと。
- 2 決定した場合は、アルバイト届（所定の用紙）2部を記入し、クラス担任・生活指導部にそれぞれ1部ずつ提出すること。
- 3 次に該当する業種または就労時間帯は、高校生のアルバイト先として不適当であるので禁止する。
  - (1) 酒類を主に扱っている飲食店。
  - (2) パチンコ店・映画館・その他の娯楽・遊興施設に関連する勤務場所。
  - (3) 深夜にわたる勤務または宿泊を伴うもの。
- 4 次に該当する生徒は、アルバイトを自粛すること。
  - (1) 学習効果のあがっていない者。
  - (2) 身体虚弱で、学習に影響を及ぼす者。
  - (3) アルバイトをした結果、自分の生活ベースをくずす心配のある者。

### 通学について

原則として、公共の乗り物（電車・バス）を利用して登下校すること。

- ただし、以下の手続きをした者の自転車通学を認める。
- (1) 自転車通学を希望する場合、自転車通学届（所定の用紙）を提出すること。
  - (2) 自転車保険に加入し、加入を証明できる書類の写しを提出すること。
  - (3) ステッカー（許可証の代わりに発行する）を後輪の泥よけに貼付すること。
  - (4) 指定された場所に、必ず施設して駐輪すること。
  - (5) 二人乗り・ヘッドホン・傘さし・携帯電話・並進・交通違反・マナー違反となる走行は絶対に行わないこと。
  - (6) 車輛は適正に整備し、ハンドドルを變形するなどの違法改造はしないこと。
- 以上の条件に違反した際には許可を取り消す場合がある。

## 部活動規定

### 1 目的

本校における生徒の部（同好会を含む）活動が、正常に運営されるため、本規定を設ける。

### 2 成立の条件および新設の手続き

- (1) 部は、5名以上の部員と1名以上の顧問教諭をもって成立する。
- (2) 新たに部を設立する場合は、生徒の発起人2名が設立趣意書（所定の用紙）に入部予定者5名以上を明記した上で生活指導部に提出し、下記各機関の承認を順次得て、新年度より発足する。

- ① 部活動委員会
- ② 中央委員会
- ③ 評議会
- ④ 職員会議

ただし、あらかじめ前年度、同好会としての活動を経てきたものとし、前年度にその団体に属する者が特別指導等に関わっていた場合は部への昇格は先送りとする。

### 3 役員

- (1) 各部に部長・副部長・会計各1名を置く。なお他に必要があれば、各部に役員を定めることができる。
- (2) 役員の任期は半年とし、留任をさまたげない。
- (3) 役員の選出は、前期は4月15日、後期は10月15日までにに行われなければならない。

### 4 入部および退部

- (1) 入部希望者は、学年の如何を問わず、原則として5月10日までの間に該当する部の部長に入部願（所定の用紙）を提出する。原則として1年生は全員入部すること。

- (2) 部長と顧問の話し合いにより承認された場合には、2つまで所属することができる。

- (3) 部長は前期5月15日まで、後期10月15日までに部員名簿を3部作成し、1部は生活指導部に、1部は顧問に提出し、残りの1部は部長の手もとに保管する。

- (4) 新入生および入部を希望する者は、4月末日までに仮入部期間として、部活動に参加できるものとする。4月中に入部することとさまたげない。
- (5) やむを得ない理由により、年度の途中で退部したい者は、退部届（所定の用紙）を顧問に提出する。

### 5 活動

- (1) 平常の活動

- ① 活動は原則として週5日以内とし、かならず午後5時までに活動をやめ、部長は午後5時半までに全部員を下校させる。

- ② 定期考査1週間前から考査終了時まで、原則として活動を中止する。ただし、同期間中および直近に行われる公式戦への参加とその他のための練習は、保護者の承認を得たうえで、事前に生活指導部に届け出ること。

- ③ 事前に生活指導部に届け出ることにより、始

## 部活動規定

### 1 目的

本校における生徒の部（同好会も含む）活動が、正常に運営されるため、本規定を設ける。

### 2 成立の条件および新設の手続き

- (1) 部は、5名以上の部員と1名以上の顧問教諭をもって成立する。
- (2) 新たに部を設立する場合は、生徒の発起人2名が設立趣意書（所定の用紙）に入部予定者5名以上を明記した上で生活指導部に提出し、下記各機関の承認を順次得て、新年度より発足する。

- ① 文化部委員会または運動部委員会
- ② 中央委員会
- ③ 評議会
- ④ 職員会議

ただし、あらかじめ前年度、同好会としての活動を経てきたものとし、前年度にその団体に属する者が特別指導等に関わっていた場合は部への昇格は先送りとする。

### 3 役員

- (1) 各部に部長・副部長・会計各1名を置く。なお他に必要があれば、各部に役員を定めることができる。

- (2) 役員の任期は半年とし、留任をさまたげない。

- (3) 役員の選出は、前期は4月15日、後期は10月15日までにに行われなければならない。

### 4 入部および退部

- (1) 入部希望者は、学年の如何を問わず、原則として5月10日までの間に該当する部の部長に入部願（所定の用紙）を提出する。原則として1年生は全員入部すること。

- (2) 部長と顧問の話し合いにより承認された場合には、2つまで所属することができる。

- (3) 部長は前期5月15日まで、後期10月15日までに部員名簿を3部作成し、1部は生活指導部に、1部は顧問に提出し、残りの1部は部長の手もとに保管する。

- (4) 新入生および入部を希望する者は、4月末日までに仮入部期間として、部活動に参加できるものとする。4月中に入部することとさまたげない。
- (5) やむを得ない理由により、年度の途中で退部したい者は、退部届（所定の用紙）を顧問に提出する。

### 5 活動

- (1) 平常の活動

- ① 活動は原則として週6日以内とし、かならず午後5時までに活動をやめ、部長は午後5時半までに全部員を下校させる。

- ② 定期考査1週間前から考査終了時まで、原則として活動を中止する。ただし、同期間中および直近に行われる公式戦への参加とその他のための練習は、保護者の承認を得たうえで、事前に生活指導部に届け出ること。

- ③ 事前に生活指導部に届け出ることにより、始

業前の活動及び放課後の活動延長を行うことができるが、その際は必ず顧問が付き添うものとする。なお、始業前の活動は午前7時より、延長は午後6時までとし、午後6時30分に完全下校する。

ただし、定期考査の1週間前は、同活動はできない。

(2) 休日の活動

原則として、活動を行わない。ただし特別に活動する場合、顧問付き添いのものに活動を行うことができる。その際、「休日活動届」に必要事項を記入し、顧問・生活指導部・副校長の承認を得る。

(3) 休業期間中の活動

登校する際には必ず制服を着用し、下記の事項を守る。

(7) 顧問がいなくても活動及び個人で登校したときは、職員室前で「休日登校簿」に必要事項を記入し日直の先生の指示に従うこと。(日直の先生に登・下校時に連絡すること)。土、日、祝日は、顧問の付添が必要。

(4) 長期休業中の登校時間は午前8時30分以降とし、活動は午後4時まで、午後4時30分に完全下校すること。

(5) 居残届を出せば午後6時までの活動を認める。(顧問の付添が必要)

(4) 下校の際には、使用場所の清掃、消灯、戸締まりを忘れずに行うこと。ゴミは必ず使用

した者が所定の場所を持っていくこと。  
(4) 貴重品の管理を徹底し盗難には十分注意すること。

(4) 夏季合宿活動

- ① 期間は、4泊5日以内とする。
- ② 参加者は期日までに合宿誓約書および保護者の承諾書を顧問に提出する。
- ③ 事前に必ず、学校医の健康診断を受ける。
- ④ 学期末の成績に欠点科目が3つ以上(過年度分も含む)ある者は原則として参加できない。
- ⑤ その他の活動は、顧問と生活指導部が合議の上、その可否を決定する。

6 休部および廃部

(1) 5月15日および10月15日現在、部員数が5名に満たない場合は、その年度は休部とする。ただし、3～4名の場合は、同好会の規定に準じて活動することができる。

(2) 休部が3年間続いた場合は、その部を廃止する。

(3) 休部していた部が、2の(1)の条件を満たした場合は、2の(2)の手続きを経て当該年度から復活できる。

7 罰則

(1) 下校時刻を守らず、その学期間も3回違反した部は、直ちに活動日が3日間停止となる。

(2) 部活動に関係して、問題行動等が発生した場合、相当期間の当該部活動の活動が禁止される。

(3) 上記(2)は、職員会議で決定する。

(4) 学期末の成績に欠点科目が2つ以上ある者は原

業前の活動及び放課後の活動延長を行うことができるが、その際は必ず顧問が付き添うものとする。なお、始業前の活動は午前7時より、延長は午後6時までとし、午後6時30分に完全下校する。

ただし、定期考査の1週間前は、同活動はできない。

(2) 休日の活動

原則として、活動を行わない。ただし特別に活動する場合、顧問付き添いのものに活動を行うことができる。その際、「休日活動届」に必要事項を記入し、顧問・生活指導部・副校長の承認を得る。

(3) 休業期間中の活動

登校する際には必ず制服を着用し、下記の事項を守る。

(7) 顧問がいなくても活動及び個人で登校したときは、職員室前で「休日登校簿」に必要事項を記入し日直の先生の指示に従うこと。(日直の先生に登・下校時に連絡すること)。土、日、祝日は、顧問の付添が必要。

(4) 長期休業中の登校時間は午前8時30分以降とし、活動は午後4時まで、午後4時30分に完全下校すること。

(5) 居残届を出せば午後6時までの活動を認める。(顧問の付添が必要)

(4) 下校の際には、使用場所の清掃、消灯、戸締まりを忘れずに行うこと。ゴミは必ず使用

した者が所定の場所を持っていくこと。  
(4) 貴重品の管理を徹底し盗難には充分注意すること。

(4) 夏季合宿活動

- ① 期間は、4泊5日以内とする。
- ② 6月中旬までに生活指導部において「合宿本調査」を行う。
- ③ 6月下旬までに全体の実施要項をまとめ、企画調整会議に提出する。
- ④ 参加者は6月30日までに合宿誓約書および保護者の承諾書を顧問に提出する。
- ⑤ これ以後、部員数の変動などにより上記の決定を変更する場合には、生活指導部が調整する。
- ⑥ 事前に必ず、学校医の健康診断を受ける。
- ⑦ 学期末の成績に欠点科目が3つ以上(過年度分も含む)ある者は原則として参加できない。

(5) その他の活動は、顧問と生活指導部が合議の上、その可否を決定する。

6 休部および廃部

(1) 5月15日および10月15日現在、部員数が5名に満たない場合は、その年度は休部とする。ただし、3～4名の場合は、同好会の規定に準じて活動することができる。

(2) 休部が3年間続いた場合は、その部を廃止する。

(3) 休部していた部が、2の(1)の条件を満たした場合は、2の(2)の手続きを経て当該年度から復活

- 8 則として活動を制限する。  
規定の改正  
本規定の改正は、生徒会規約の改正に準ずる。(付則)
- 9 同好会
- (1) 3名以上の会員と1名以上の顧問教諭をもって成立する。
  - (2) 新たに同好会を設立する場合は、生徒の発起人3名が生活指導部に設立趣意書(所定の用紙)を提出し、2の(2)の手続きに従って発足する。部に昇格するまで毎年、生活指導部に設立趣意書を提出する。
  - (3) 顧問は、正規の割当はされない(設立時の顧問のみ)。
  - (4) 原則として、部活動予算は割り当てられない。
  - (5) 施設の使用に関しては、他の部活動が優先される。
  - (6) その他、部活動規定に準ずる。

- 7 罰 則
- (1) 下校時刻を守らず、その学期間に3回違反した部は、直ちに活動日が3日間停止となる。
  - (2) 部活動に関係して、暴力事件あるいは非行などが発生した場合、相当期間の活動が禁止される。
  - (3) 上記(2)は、職員会議で決定する。
- 8 規定の改正  
本規定の改正は、生徒会規約の改正に準ずる。(付則)
- 9 同好会
- (1) 3名以上の会員と1名以上の顧問教諭を以って成立する。
  - (2) 新たに同好会を設立する場合は、生徒の発起人3名が生活指導部に設立趣意書(所定の用紙)を提出し、2の(2)の手続きに従って発足する。部に昇格するまで毎年、生活指導部に設立趣意書を提出する。
  - (3) 顧問は、正規の割当はされない(設立時の顧問のみ)。
  - (4) 原則として、部活動予算は割り当てられない。
  - (5) 施設の使用に関しては、他の部活動が優先される。
  - (6) その他、部活動規定に準ずる。